水銀含有再生資源の管理に関する命令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第三号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十四条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に関する命令を次のように定める。

水銀含有再生資源の管理に関する命令

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（管理に関する報告）

第二条　法第二十四条第一項の規定による報告は、事業所ごとに、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）、当該年度の翌年度の六月末日までに、別記様式による報告書を提出してしなければならない。

（報告事項）

第三条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、当該年度における次の事項とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　水銀含有再生資源管理者において行われる水銀含有再生資源の管理に係る事業

四　年度当初において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量

五　生じ、又は譲り受けた水銀含有再生資源の種類別の量

六　譲り渡し、処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業をいう。以下同じ。）を行い、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物となった水銀含有再生資源の種類別（譲り渡し、又は処分作業を行った場合にあっては、水銀含有再生資源の種類別並びに譲渡しの目的別又は処分作業の種類及び目的別）の量

七　譲り渡し、又は譲り受けた場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地

八　年度末において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量及び管理の目的

九　法第二十三条第一項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組

十　保管、運搬又は処分作業を委託した場合にあっては、その委託した水銀含有再生資源の種類の量及び当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者（以下本号において「受託者」という。）に係る以下の事項

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　受託者が保管、運搬又は処分作業を行った場合にあっては、保管若しくは処分作業を行った事業所の名称及び所在地又は運搬の経路

(3)　受託者に処分作業を委託した場合にあっては、委託した処分作業の種類及び目的

(4)　水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における第三条の規定の適用ついては、同条中「当該年度」とあるのは「施行日から施行日の属する年度の年度末まで」と、同条第四号中「年度当初」とあるのは「施行日」とする。

様式（第二条関係）

水銀含有再生資源管理報告書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

http://www.kankyonews

報告者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第24条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称：
	所在地：
担当者氏名及び連絡先	部署：
	氏名：
	電話番号：
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業	
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所轄する大臣	
前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量	
前年度における水銀含有再生資源の管理状況	別紙2のとおり。
指針に基づき実施した取組等	水銀含有再生資源管理者が指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組（具体的に記載）
	水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施を求めた取組（具体的に記載）

備考

1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2　報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。

3　水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀含有再生資源の管理に係る事業を行う者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。

4　前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量の欄については、水銀含有再生資源の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に管理していた量を記載すること。

5　前年度における水銀含有再生資源の管理状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀含有再生資源の種類ごとに別紙2に記載すること。

6　指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省ノ、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組について具体的に記載すること。

7　水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類等を添付すること。

8　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙１

	事業の名	
	当該事業を所管する大臣	
	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙２　　水銀含有再生資源の種類（　　）

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量			ｋｇ	湿重量・乾重量
②生じた量			ｋｇ	②、③の合計（⑨）
③譲り受けた量	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	
譲渡者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				ｋｇ
事業所の名称及び所在地				
④譲り渡した量	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	④、⑤の合計（⑩）
譲渡しの目的（譲受者における用途）				
譲受者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）				ｋｇ
事業所の名称及び所在地				
⑤分作業を行った量	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	
処分作業の種類及び（処分作業により得られた物の用途）				
⑥廃棄物となった量				ｋｇ
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量				ｋｇ
⑧度末に管理していた量				ｋｇ
管理の目的 備考欄				

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

http://www.kankyonews

保管の委託を受けた者			
	住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	保管を行った事業所の名称及び所在地		
	環境上適正な保管のために実施された取組等		
運搬の委託を受けた者			
	住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	運搬の経路		
	環境上適正な運搬のために実施された取組等		
処分作業の委託を受けた者			
	住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	処分作業を行った事業所の名称及び所在地		
	処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）		
	環境上適正な処分作業のために実施された取組等		

備考

1　別紙２については水銀含有再生資源の種類ごとに作成するごと。

2　記載欄が不足した場合には、枡を追加して記載すること。

3　①から⑧までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」を〇で囲むこと。

4　譲渡しの目的の欄については、譲受者における用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。

5　⑤処分作業を行った量、処分作業の種類及び目的並びに処分作業の委託を受けた者の欄については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）附属書ⅣＢに掲げる処分作業に係る情報を記載するものとし、処分作業の種類及び目的の欄については、バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業のいずれに該当するかの別　及び可能な限り処分作業により得られた物の用途を記載すること。

6　⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。

7　管理の目的の欄については、可能な限り、目的別の管理量を記載すること。

8　年度末に管理していた量（⑧）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：　⑧＝①＋⑨－⑲－⑥

9　環境上適正な保管のために実施された取組等、環境上適正な運搬のために実施された取組等及び環境上適正な処分作業のために実施された取組等の欄については、水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記載し、当該実施状況を確認することができる書類等を添付すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第四号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十六条第一項の規定を実施するため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令を次のように定める。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

主務大臣がその職員に携帯させる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この命令は、法の施行の日から施行する。

別記様式

（表面）

第　　号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第26条第2項の規定による立入検査等をする職員の身分証明書

←3センチメートル→

↑4センチメートル↓

真写

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者名　　印

（裏面）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（抄）

（立入検査等）

第26条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生資源管理者の事務所、工場、事業所、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、または試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入り検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査、質問および収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第28条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　(略)

二　第6条第1項若しくは第9条第1項の許可、第10条の規定による許可の取り消し、第9条第2項、第11条第2項若しくは第14条第2項の規定による届け出の受理、第15条、第21条第2項若しくは第23条第2項の規定による勧告、第22条第1項若しくは第24条第1項の規定による報告の受理、第25条の規定による報告の徴収又は第26条第1項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事項については、これらの事項に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

三・四　(略)

２　(略)

第33条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一から四　(略)

五　第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しく忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

２　発行者名は主務大臣とする。

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境　省令第二号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令を次のように定める。

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（既存の用途に利用する水銀使用製品）

第二条　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　別表の上欄に掲げる水銀使用製品であって同表の下欄に掲げる用途に用いられるもの

二　別表の上欄第一号から第五十一号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

三　別表の上欄第一号から第五十一号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの

四　前三号に掲げるもののほか、法の施行の目前に製造され、又は輸入された水銀使用製品のうち、歴史上又は芸術上価値の高いものであって、展示、鑑賞、調査研究その他の用途に利用するために販売されるもの

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価の方法）

第三条　法第十四条第一項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる新用途水銀使用製品について、それぞれ当該各号に掲げる方法とする。

一　次号に掲げる新用途水銀使用製品以外の新用途水銀使用製品．次に掲げる方法

イ　法第十四条第一項の規定による評価（以下「自己評価」という。）を行うために必要な次に掲げる情報を把握すること。

(1)　構造、利用方法その他の当該新用途水銀使用製品に関する情報

(2)　当該新用嵐水銀使用製品の製造、利用、廃棄等により環境に排出されることが見込まれる水銀等の量

(3)　当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護又は生活環境の保全への影響

ロ　イの規定により把握した情報を踏まえ、当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与並びに人の健康への悪影響及び生活環境への負荷（以下「寄与等」という。）について、客観的かつ科学的に検証し、適切に評価するために必要な項目（以下「評価項目」という。）を選定するとともに、選定した理由を明らかにすること。

ハ　当該新用途水銀使用製品の性能若しくは製造等の数量又は製品に使用される水銀等の量に関する複数の案（以下「複数案」という。）を設定し、複数案ごとに評価項目について寄与等の程度を調査し、分析し、整理し、及び比較し、並びに複数案それぞれの当該寄与等の程度を相互に比較することにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて総合的な評価を行うこと。

ニ　ハの複数案の設定に当たっては、水銀等を使用しないこととする案その他の新用途水銀使用製品の製造等を行わないこととする案を含めた検討を行うことが可能な場合には、当該案を含めるよう努め、当該案を含めない場合はその理由を明らかにすること。

ホ　評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合には、ハの規定による総合的な評価において当該措置の効果を勘案すること。

ヘ　自己評価に当たっては、理論に基づく計算、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に調査及び分析を行うこととし、必要に応じ専門家その他の当該新用途水銀使用製品に係る寄与等に関する知見を有する者の助言を受けること。

二　法第十四条第二項の規定による届出がされ、その利用が人の膳康の保護又は生活環境の保全に寄与すると認められるものとして主務大臣が指定する新用途水銀使用製品当該新用途水銀使用．製品の製造等が主務大臣が指定する数量その他の当該新用途水銀使用製品の製造等の条件の範囲内であるかどうかについ

て評価を行うこと。

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価等の届出）

第四条　法第十四条第一項の規定による評価及び同条第二項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る新用途水銀使用製品の製造等の業務の開始の日の四十五日前までに、別記様式による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、法人にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書を添えなければならない。

（届出事項）

第五条　法第十四条第二項の主務省令で定める事項は次の事項とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の種類及び用途

三　製造等を業として行おうとする新用途水儀使用製品の名称及び型式

四　製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の単位数量当たりの水銀等の量及び一定の期間内に製造等を行う数量

五　構造、利用方法その他の製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品に関する情報

六　自己評価の結果

七　自己評価に係る調査及び分析の方法

附　則

この命令は、法の施行の日から施行する。

別表（第二条関係）

水銀使用製品	用途
一　一次電池（アルカリボタン電池水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。）	小型電子機器等その他の物品の電源
二　標準電池	起電力測定の標準
三　スイッチ及びリレー	一　電気回路における信号切替え等 二　電流の検知 三　温度の感知 四　傾斜、振動又は衝撃の感知
四　蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	一　照度の確保 二　美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現 三　電子ディスプレイにおける図形、文字及び画像等の表示 四　文書及び図画の読み取 五　情報の伝達 六　鑑定、検査、検定又は測定 七　感光 八　蛍光 九　生物の育成 十　生物の捕獲、採取又は防除 十一　日焼け 十二　殺菌
五　ＨＩＤランプ（別名高輝度放電ランプ）	一　照度の確保 二　舞台その他の演出 三　美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現 四　プロジェクタの図形、文字及び画像等の映写

	五　情報の伝達 六　鑑定、検査、検定又は測定 七　感光 八　蛍光 九　生物の育成 十　生物の捕獲、採取又は防除 十一　日焼け 十二　殺菌
六　放電ランプ　（蛍光ランプ及びHIDランプを除く。）	一　情報の伝達 二　鑑定、検査、検定又は測定 三　感光 四　生物の育成 五　殺菌
七　化粧品	一　人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容 二　貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保 三　つための、身体に塗擦、散布その他これらに類 四　似する方法での使用
八　農薬	農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除
九　駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤（医薬品及び農薬を除く。）	動植物又はウイルスの防除
十　気圧計	気圧の測定
十一　湿度計	気体の湿度の掛定
十二　液柱形圧力計	気体のゲージ圧力の測定
十三　弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	液体のゲージ圧力の測定
十四　圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	液体のゲージ圧力の測定
十五　真空計	気体の絶対圧力の測定
十六　ガラス製温度計	気体、液体又は固体の温度の測定
十七　水銀充満圧力式温度計	気体又は液体の温度の測定
十八　水銀体温計	体温の測定
十九　水銀式血圧計	血圧の測定
二十　温度定点セル	温度定点の実現
二十一　ゴム	小型家電等の固定
二十二　顔料	物品の着色
二十三　香料	化粧品等の着香
二十四　雷管	起爆
二十五　花火	鑑賞
二十六　塗料	一　着色、つや出し又は保護等 二　貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止等 三　物品の表面温度の測定又は監視等
二十七　銀板写真	鑑賞
二十八　水銀ペレット及び水銀粉末	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）、HIDランプ、放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く。）への水銀の封入
二十九　ボイラ（二流体サイクルに用いられ	蒸気の発生

るものに限る。）	
三十　灯台の回転装置	レンズの浮揚
三十一　拡散ポンプ	減圧及びその状態の維持
三十二　圧力逃し装置	圧力の減衰
三十三　ダンパ	振動又は衝撃の軽減
三十四　X線管	X線の発生
三十五　水銀抵抗原器 三十六　回転接続コネクター	電気抵抗の標準 回転体を通じた電源供給又は信号の取出し
三十七　赤外線検出素子	赤外線の検出及び電気信号への変換
三十八　浮ひょう形密度計	液体の密度の測定
三十九　周波数標準機	周波数及び時間の標準
四十　放射線検出器	放射線の検出
四十一　検知管	気体の検出又はその濃度の測定
四十二　積算時間計	装置の累積使用時間の測定
四十三　ひずみゲージ式センサ	ひずみの測定
四十四　電量計	電気量の測定
四十五　参照電極	電位を測定又は制御するための基準
四十六　ジャイロコンパス	針路及び方位の測定
四十七　鏡	光の反射
四十八　握力計	握力の測定
四十九　医薬品	人又は動物の疾病の診断、治療又は予防
五十　つや出し剤	つや出し等
五十一　美術工芸品	鑑賞
五十二　水銀の製剤	歯科治療
五十三　塩化第一水銀の製剤	窯業製品の製造
五十四　塩化第二水銀の製剤	一　製革 二　木材の不燃化 三　写真の感光 四　アセチレンガスの洗浄 五　半導体材料ガスの洗浄
五十五　よう化第二水銀の製剤	写真の感光
五十六　硝酸第一水銀の製剤	帽子製造におけるフェルトの処理
五十七　硝酸第二水銀の製剤	帽子製造におけるフェルトの処理
五十八　チオシアン酸第二水銀の製剤	写真の感光
五十九　酢酸フエニル水銀の製剤	一　製革又は製紙 二　繊維の柔軟剤

様式（第四条関係）

新用途水銀使用製品製造（販売）届出書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

届出者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

新用途水銀使用製品の種類	
新用途水銀使用製品の用途	
新用途水銀使用製品の名称 （一般的名称及び販売名）	

新用途水銀使用製品の型式	
新用途水銀使用製品の単位数量当たりの水銀等の量	
一定の期間内の新用途水銀使用製品の製造予定数量又は販売予定数量	
△構造、利用方法その他の新用途水銀使用製品に関する情報	
△自己評価の結果 △自己評価に係る調査及び分析の方法	

備考

1　標題中の「製造」及び「販売」のうち該当しない文字は、抹消すること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3　法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

4　一定の期間内の新用途水銀使用製品の製造予定数量又は販売予定数量の欄には、当該製品を製造又は販売する予定の期間及び当該期間内に製造又は販売する予定の数量を記載すること。

5　△の欄にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

6　自己評価の結果の欄には、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「命令」という。）第3条第1号に掲げる新用途水銀使用製品にあっては、複数案ごとの評価項目の評価の結果及び総合的な評価結果を取りまとめて記載し、１）命令第3条第1号イに規定する情報、２）同号ロに規定する評価項目の選定理由、３）同号二に規定する新用途水銀使用製品の製造等を行わない案を含めない場合の理由、４）同号ホに規定する評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合のその内容及び効果についても記載すること。

7　自己評価に係る調査及び分析の方法の欄には、命令第3条第1号に掲げる新用途水銀使用製品にあっては、同号へに規定する助言の内容についても記載すること。

8　この届出書の提出部数は、正本１通及び副本１通とすること。

9　この届出書の正本１通には、法人にあっては定款及び登記事項証明書を添付すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

水銀等の貯蔵に関する省令

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省, 防衛省令第一号
（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十二条第一項の規定に基づき、水銀等の貯蔵に関する省令を次のように定める。

水銀等の貯蔵に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（報告を要する水銀等貯蔵者の要件）

第二条　法第二十二条第一項の主務省令で定める要件はバ次の各号に掲げる水銀等ごとに、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下同じ。）において事業所ごとに貯蔵した水銀等の最大量が当該各号に定める数量以上であることとする。

一　水銀及びその混合物（水銀と水銀以外の金属との合金であるものを含み、水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム

二　塩化第一水銀及びその混合物（塩化第一水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム

三　酸化第二水銀及びその混合物（酸化第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム

四　硫酸第二水銀及びその混合物（硫酸第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム

五　硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物並びにそれらの混合物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム

六　硫化水銀及びその混合物（辰砂を除き、硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム

七　辰砂　含有する硫化水銀の量が三十キログラム

（貯蔵に関する報告）

第三条　法第二十二条第一項の規定による報告は、事業所ごとに、毎年度、当該年度の翌年度の六月末日までに、別記様式による報告書を提出してしなければならない。

（報告事項）

第四条. 法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、当該年度における次の事項とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　水銀等貯蔵者において行われる水銀等の貯蔵に係る事業

四　年度当初に貯蔵していた水銀等の種類別の量

五　製造し、又は引渡しを受けた水銀等の種類別の量

六　使用し、引き渡し、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物となった水銀等の種類別（使用し・又は引き渡した場合にあっては、水銀等の種類別及び使用又は引渡しの且的別）の量

七　引き渡し、又は引渡しを受けた場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地

八　年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量及び貯蔵の目的

九　法第二十一条第一項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における第四条の規定の適用について

は、同条中「当該年度」とあるのは「施行日から施行日の属する年度の年度末まで」と、同条第四号中「年度当初」とあるのは「施行日」とする。

様式（第三条関係）

水銀等貯蔵報告書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

報告者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称： 所在地：
担当者氏名及び連絡先	部署： 氏名： 電話番号；
水銀等の貯蔵に係る主たる事業	
水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣	
前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量	
前年度における水銀等の貯蓄状況	別紙２のとおり
指針に基づき実施した取組等	

備考

１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

２　報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。

３　水銀等の貯蔵に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀等の貯蔵に係る事業を行う者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙１に記載すること。

４　前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量の欄については、水銀等の貯蔵に関する省令（平成2昨総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省・農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第１号）第2条の要件に該当する水銀等の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に貯蔵していた量を記載すること。

５　前年度における水銀等の貯蔵状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀等の種類ごとに別紙2に記載すること。

６　指針に基づき実施した取組等の欄については・水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組について具体的に記載すること。

７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別紙１

1	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙２　　水銀等の種類（　　）

前年度における水銀等の貯蔵状況

①　年度当初に貯蔵していた量				ｋｇ
②製造した量			ｋｇ	②、③の合計（⑧）
③引渡しを受けた量	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	
引き渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業所の名称及び所在地				
④使用した量	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	④、⑤の合計（⑨）
使用目的（用途）				
⑤引き渡した量	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	
引渡しを受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業所の名称及び所在地				
⑥廃棄物となった量				
⑦年度末に貯蔵していた量				
貯蔵の目的				
備考欄				

備考

1　別紙2については水銀等の種類ごとに作成すること。
2　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
3　引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
4　⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第１項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
5　貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
6　年度末に貯蔵していた量（⑦）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑦＝①＋⑧－⑨－⑥
7　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第六条第二項及び同項第四号並びに第九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令を次のように定める。

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定水銀使用製品の製造の許可の申請）

第二条　法第六条第二項の規定により同条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　特定水銀使用製品の種類を説明した書面

二　特定水銀使用製品の用途を説明した書面

三　特定水銀使用製品が申請に係る用途に用いられることが確実であることを確認できる書面

四　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第七条各号に該当しないことを証する書面

五　申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

２　法第六条第二項第四号の主務省令で定める事項は、製造しようとする特定水銀使用製品の名称及び型式とする。

（用途変更の許可の申請）

第三条　法第九条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に前条第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

（氏名等変更の届出）

第四条　法第九条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、別記様式第三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、法人にあっては、その法人の登記事項証明書を添えなければならない。

（承継の届出）

第五条　法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四による届出書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、別記様式第五による書面及び戸籍謄本

二　法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、別記様式第六による書面及び戸籍謄本

三　法第十一条第二項の規定により合併又は分割によって許可製造者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

附　則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第一（第二条関係）

特定水銀使用製品製造許可申請書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

申請者

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第6条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

特定水銀使用製品の種類	（細目：　　）
特定水銀使用製品の名称及び型式	
特定水銀使用製品の製造予定数量	
特定水銀使用製品の用途	
その他参考となるべき事項	

備考

1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2　法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

3　別紙として以下の書類を添付すること。

⑴ 特定水銀使用製品の種類を説明した書面

⑵ 特定水銀使用製品の用途を説明した書面

⑶ 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面

⑷　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面

⑸　申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二（第三条関係）

特定水銀使用製品製造変更許可申請書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

申請者

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第9条第1項の諫可を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

変更に係る許可の番号		
特定水銀使用製品の種類		（細目：　　）
特定水銀使用製品の名称及び型式		
変更内容	変更前の特定水銀使用製品の用途	
	変更後の特定水銀使用製品の用途	
	変更後の特定水銀使用製品の製造予定数量	
その他参考となるべき事項		

備考

1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2　法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

3　別紙として以下の書類を添付すること。

⑴ 特定水奴使用製品の用途を説明した書面

⑵ 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「変更後の特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第三（第四条関係）

特定水銀使用製品変更届出書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

届出者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更に係る許可の番号		
変更内容	新	
	旧	
変更年月日		

備考

1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2　法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第四（第五条関係）

許可製造者地位承継届出書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

届出者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者らの氏名	
被承継者の住所	
承継に係る製造許可の番号	

備考

1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2　法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第五（第五条関係）

許可製造者相続同意証明書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

証明者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第11条第2項の規定により、許可製造者について相続がありまし

たことを、次のとおり証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
相続人が法第６条第１項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者の地位を承継する者として選定された者の氏名	
許可製造者の地位を承継する者として選定された者の住所	
相続開始の年月日	

備考

１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

２　法人にあっては、証明書の末尾に当該証明、に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

３　証明書は、許可製造者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六（第五条関係）

許可製造者相続証明書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

証明者

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第11条第2項の規定により、許可製造者について相続がありましたことを、次のとおり証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第６条第１項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者の地位を承継した者の氏名	
許可製造者の地位を承継した者の住所	
相続開始の年月日	

備考

１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

２　法人にあっては、証明書の末尾に当該証明に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

３　証明者は、2人以上とすること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

第二条第二項の要件を定める省令

○経済産業省、環境省令第十号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律　（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令を次のように定める。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の主務省令で定める要件は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成十年環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号）別表第三第二十七号に掲げるものに該当するものであることとする。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

第十四条第四項の期間を定める省令

○環境省令第三十七号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十四条第四項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四条第四項の期間を定める省令を次のように定める。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四条第四項の期間を定める省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第十四条第四項の環境省令で定める期間は、三十日とする。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令

○環境省令第三十八号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十九条第二項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令を次のように定める。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第三項の規定による環境大臣の権限は、水銀等貯蔵者（法第二十一条第一項に規定する水銀等貯蔵者をいう。）又は水銀含有再生資源管理者（法第二十三条第一項に規定する水銀含有再生資源管理者をいう。）の事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が法第二十一条第三項及び第二十三条第三項の権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、同項の規定の施行の日から適用する。

水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

本指針は、水銀含有再生資源管理者が卓の管理に係る水銀含有再生資源（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項に規定する水銀含有再生資源をいう。以下同じ。）による環境の汚染を防止するためにとるべき措置を定めるものである。

第一　水銀含有再生資源の管理に共通する事項

１　水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。

２　水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

３　水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において１、２及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。

４　水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二　水銀含有再生資源の保管に関する事項

１　水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとすること。

２　水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。

３　水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。

４　水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するために とるべき措置に関する技術上の指針

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号（平成二十七年十二月七日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第一項の規定に基づき、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、同項の規定の施行の日から適用する。

水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

本指針は、水銀等貯蔵者がその貯蔵に係る水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十一条第一項に規定する水銀等をいう。以下同じ。）による環境の汚染を防止するためにとるべき措置を定めるものである。

1　水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとすること。

2　水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあっては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。

3　水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。

4　水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。

5　水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

6　水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。